

狩猟税額一覧表

狩猟免許の種類	申請区分	通常税額		1年以内に有害鳥獣捕獲許可を受け従事した者※1		対象鳥獣捕獲員※2		認定鳥獣捕獲等事業者の捕獲従事者※3		備考
		税率区分	税額	税率区分	税額	税率区分	税額	税率区分	税額	
網猟 又は わな猟	県民税の所得割額の納付を要する人	条例 第165条 第1項 第3号	8,200円	附則 第20条の 2 第1・2項	4,100円	附則 第20条 第1項	全額免除	附則 第20条 第2項	全額免除	
	県民税の所得割額の納付を要する人の控除対象配偶者又は扶養親族のうち、農林水産業に従事しない人									
	県民税の所得割額の納付を要しない人 (控除対象配偶者又は扶養親族に該当しない)	条例 第165条 第1項 第4号	5,500円	附則 第20条の 2 第1・2項	2,700円	附則 第20条 第1項	全額免除	附則 第20条 第2項	全額免除	
	県民税の所得割額の納付を要する人の控除対象配偶者又は扶養親族のうち、農林水産業に従事する人									
県民税の所得割額の納付を要しない人の控除対象配偶者又は扶養親族										
第一種銃猟	県民税の所得割額の納付を要する人	条例 第165条 第1項 第1号	16,500円	附則 第20条の 2 第1・2項	8,200円	附則 第20条 第1項	全額免除	附則 第20条 第2項	全額免除	
	県民税の所得割額の納付を要する人の控除対象配偶者又は扶養親族のうち、農林水産業に従事しない人									
	県民税の所得割額の納付を要しない人 (控除対象配偶者又は扶養親族に該当しない)	条例 第165条 第1項 第2号	11,000円	附則 第20条の 2 第1・2項	5,500円	附則 第20条 第1項	全額免除	附則 第20条 第2項	全額免除	
	県民税の所得割額の納付を要する人の控除対象配偶者又は扶養親族のうち、農林水産業に従事する人									
県民税の所得割額の納付を要しない人の控除対象配偶者又は扶養親族										
第二種銃猟	第二種銃猟免許に係る狩猟者の登録を受ける人	条例 第165条 第1項 第5号	5,500円	附則 第20条の 2 第1・2項	2,700円	附則 第20条 第1項	全額免除	附則 第20条 第2項	全額免除	

※1 登録申請前1年間に、鳥獣による生活環境・農林水産業又は生態系にかかる被害の防止等を目的として、鳥獣の保護及び管理並びに狩猟の適正化に関する法律第9条第1項の許可を受け(附則第20条の2第1項)、又は許可を受けた者の従事者(附則第20条の2第2項)として、捕獲に従事した実績がある者。

※2 市町村長から指名又は任命を受けて、対象鳥獣の捕獲に従事する者(市町村の非常勤職員)。

※3 登録時に認定鳥獣捕獲等事業者の従事者であり、かつ申請前1年間に県が行う事業を受託した法人において、捕獲等に従事した実績がある者。

※4 平成30年1月1日からは、「控除対象配偶者」は「同一生計配偶者」に読み替える。